

デジタル情報通信革命

愛称 : 0101(ゼロイチゼロイチ)

追加型投信／国内／株式

信託期間 : 1999年9月1日 から 2027年8月20日 まで

基準日 : 2025年12月30日

決算日 : 毎年8月20日(休業日の場合翌営業日)

回次コード : 2855

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

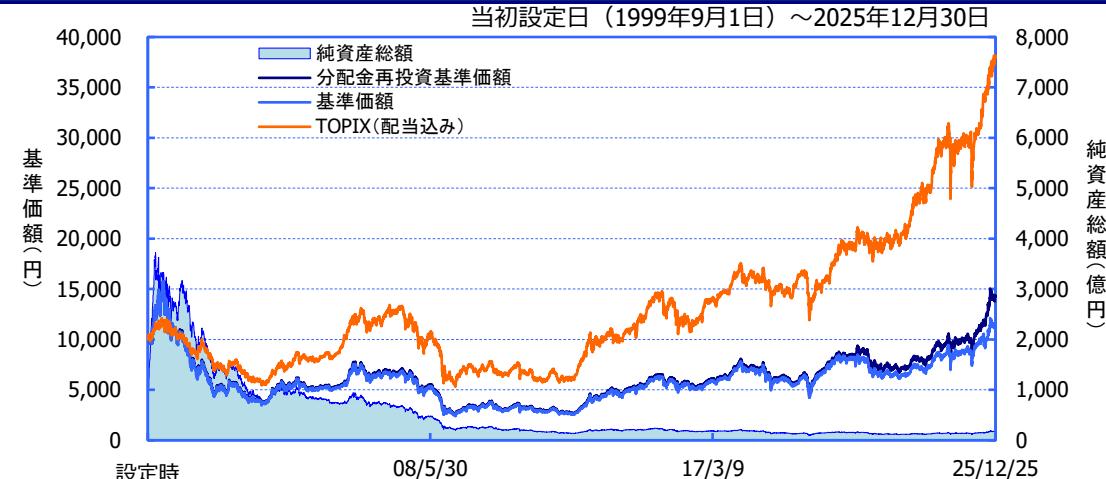
《基準価額・純資産の推移》

2025年12月30日現在

基準価額	11,477 円
純資産総額	173億円

期間別騰落率

期間	ファンド	参考指標
1ヵ月間	-0.1 %	+1.0 %
3ヵ月間	+14.1 %	+8.8 %
6ヵ月間	+25.1 %	+20.8 %
1年間	+42.1 %	+25.5 %
3年間	+108.9 %	+93.8 %
5年間	+76.3 %	+113.2 %
年初来	+42.1 %	+25.5 %
設定来	+42.5 %	+279.6 %



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。

※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。

※TOPIX(東証株価指数、配当込み)は当ファンドのベンチマークではありませんが、参考指標として掲載しています。

※グラフ上のTOPIX(配当込み)は、グラフの起点時の基準価額に基づき指数化しています。

※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

決算期(年/月)	分配金
第1~14期	合計 : 280円
第15期 (14/08)	0円
第16期 (15/08)	0円
第17期 (16/08)	0円
第18期 (17/08)	0円
第19期 (18/08)	0円
第20期 (19/08)	0円
第21期 (20/08)	0円
第22期 (21/08)	500円
第23期 (22/08)	10円
第24期 (23/08)	90円
第25期 (24/08)	100円
第26期 (25/08)	900円
分配金合計額	設定来 : 1,880円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	株式 業種別構成		合計99.3%
	資産	銘柄数	比率
国内株式	31	99.3%	東証33業種名
国内株式先物	---	---	電気機器
不動産投資信託等	---	---	情報・通信業
コール・ローン、その他	0.7%		
合計	31	100.0%	
株式 市場・上場別構成	合計99.3%		
東証プライム市場	99.3%		
東証スタンダード市場	---		
新興市場他	---		
その他	---		
組入上位10銘柄			合計58.5%
銘柄名		東証33業種名	比率
日立	電気機器		9.4%
ソニーグループ	電気機器		8.8%
東京エレクトロン	電気機器		6.8%
アドバンテスト	電気機器		6.2%
富士通	電気機器		5.3%
日本電気	電気機器		5.1%
キーエンス	電気機器		4.6%
ソフトバンクグループ	情報・通信業		4.3%
ファナック	電気機器		4.1%
KDDI	情報・通信業		3.7%

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合は投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

設定・運用:

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

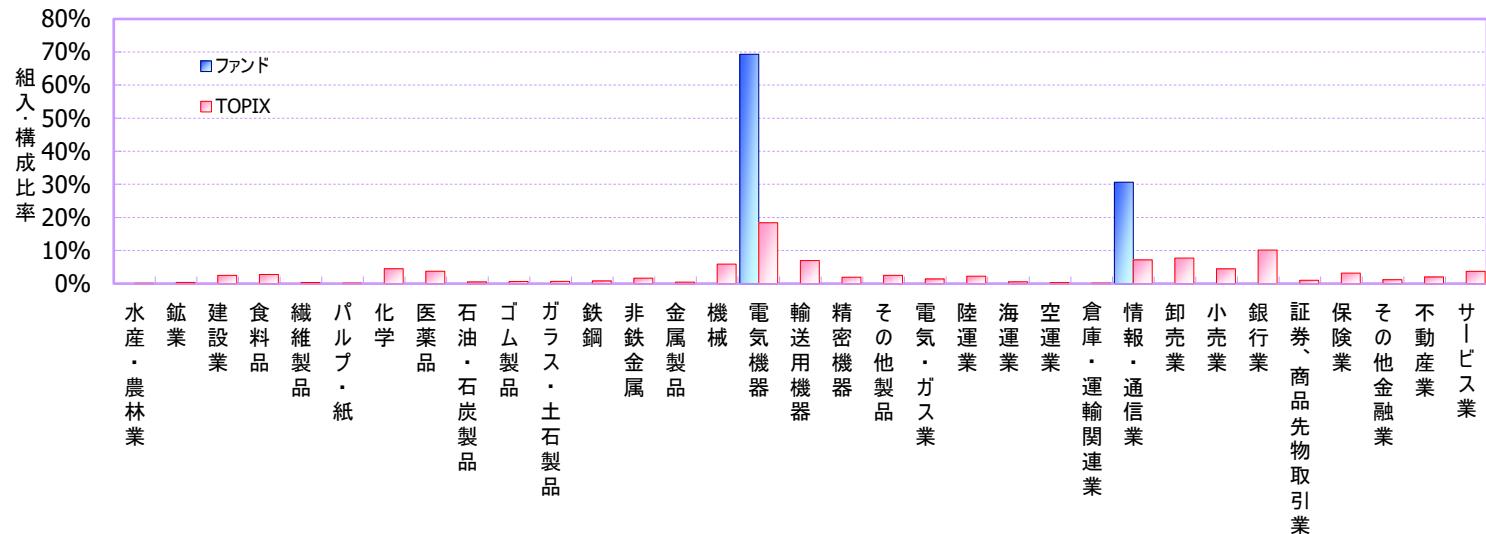
一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

商号等

加入協会



<ファンドマネージャーのコメント>

※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

<株式市況>

国内株は振れを伴いながらも上昇しました。国内金利の上昇が嫌気され軟調に始まりましたが、その後は弱い米雇用指標を背景とした米利下げ期待の高まりが米株高を促すと、国内株も月半ばにかけて反発しました。米オラクルの決算で過剰投資懸念が強まりAI・半導体関連株が大きく下落する局面もありましたが、日銀金融政策決定会合後の円安進行や米国の中半導体関連株の反発などを受け、月末にかけて堅調に推移しました。

<運用経過>

月間騰落率はマイナスとなりました。国内株式市場は上昇しましたが、当ファンドで保有していた電気機器や情報・通信業などの銘柄が下落したことがマイナス要因となりました。なお当ファンドでは、電気機器セクターや情報・通信業セクターの銘柄を中心にポートフォリオを構築するため、電気機器セクターや情報・通信業セクターの株が選好される局面で市場平均(TOPIX)に対して優位性を発揮しやすい商品性格を有しています。

デジタル情報社会の維持・発展の恩恵を享受できると考えられる情報デジタル通信関連銘柄に投資を行い、「情報通信機器の製造」、「情報関連サービス」、「情報ソフト」、「通信・放送」などに関連する事業を営む企業を中心としたポートフォリオを構築しました。

<今後の運用方針>

米関税政策の影響による業績下振れリスクが後退し、来期業績への期待が高まっています。日本企業の収益モメンタムは堅調で、TOPIXの2026年度予想EPSは引き上げられており、バリュエーションの割高感は薄れつつあります。また、東証の要請などを背景に企業の資本効率向上への意識が高まり、株主還元は過去最大規模で進展しています。さらに、高市政権による経済政策も追い風となり、国内株は堅調な推移が見込まれます。

当ファンドは、デジタル情報社会の維持・発展の恩恵を享受できると考えられる情報デジタル通信関連銘柄へ投資を行い、信託財産の成長をめざします。

ポートフォリオの構築にあたっては、「情報通信機器の製造」、「情報関連サービス」、「情報ソフト」、「通信・放送」のテーマに着目し、投資候補銘柄を選定します。投資候補銘柄の中から徹底したボトムアップ・アプローチを重視した個別企業の分析および投資環境の分析を行い、業績拡大が期待できる企業を決定し、流動性や株価水準等を考慮して投資していきます。

※個別企業の推奨を目的とするものではありません。

《ファンドの目的・特色》

ファンドの目的

- ・わが国の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

- ・わが国の株式の中から、次世代の情報・デジタル通信・マルチメディア等に関連する銘柄に投資します。
- ・毎年 8 月 20 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

《投資リスク》

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

株価の変動 (価格変動リスク・信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。 発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 当ファンドにおいては、次世代の情報・デジタル通信・マルチメディア等に関連する銘柄に投資しますので、こうした銘柄の下落局面では、基準価額が大きく下落することがあります。
その他	解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

«ファンドの費用»

投資者が直接的に負担する費用														
	料率等	費用の内容												
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) <u>3.3%(税抜3.0%)</u>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。												
信託財産留保額	ありません。	—												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用														
	料率等	費用の内容												
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.672%以内 (税抜1.52%以内) (2027年8月20日まで) <u>年率1.221%</u> <u>(税抜1.11%)</u>	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。												
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。												
販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。												
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。												
	〈運用管理費用の配分〉 (税抜) (注1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて)</th> <th>受託会社 (信託財産の純資産総額に応じて)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300億円未満の場合</td><td>年率0.60%</td><td>年率0.10%</td></tr> <tr> <td>300億円以上 1,000億円未満の場合</td><td>年率0.68%</td><td>年率0.08%</td></tr> <tr> <td>1,000億円以上の場合</td><td>年率0.82%</td><td>年率0.06%</td></tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて)	受託会社 (信託財産の純資産総額に応じて)	300億円未満の場合	年率0.60%	年率0.10%	300億円以上 1,000億円未満の場合	年率0.68%	年率0.08%	1,000億円以上の場合	年率0.82%	年率0.06%
委託会社	販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて)	受託会社 (信託財産の純資産総額に応じて)												
300億円未満の場合	年率0.60%	年率0.10%												
300億円以上 1,000億円未満の場合	年率0.68%	年率0.08%												
1,000億円以上の場合	年率0.82%	年率0.06%												
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。												

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）および毎計算期末または信託終了時に進行われます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《お申込みメモ》

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額（1 万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	1 口単位または 1 万口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額（1 万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 4 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合せ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受けを中止することがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、 信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下すこととなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合せ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

- ▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 当社ホームページ
- ▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

デジタル情報通信革命（愛称：0101（ゼロイチゼロイチ））

販売会社名（業態別、50音順） (金融商品取引業者名)	登録番号	加入協会			
		日本証券業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社あいち銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	○	○	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○	○	
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○	○	
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○		
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○	○	
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○		
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○		
湘南信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第192号	○		
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○	○	
株式会社筑邦銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第5号	○		
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○		
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○		
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	○		
株式会社八十二長野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○	○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○	○	
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第10号	○		
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○	○	
アーク証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1号	○		
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○		○ ○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	○		
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○		○
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○ ○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○		○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○ ○
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○		
岡地証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第5号	○		○
岡安証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第8号	○		
共和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第64号	○		○
光世証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第14号	○		
國府証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第70号	○		
寿証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第7号	○		
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○		
島大証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第6号	○		
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○		
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○		

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

デジタル情報通信革命（愛称：0101（ゼロイチゼロイチ））

販売会社名（業態別、50音順） (金融商品取引業者名)	登録番号	加入協会			
		日本証券業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	○	○		
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第114号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
東武証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第120号	○			
どちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第32号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	○			○
中原証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第126号	○			
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第25号	○			
西村証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第26号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号	○	○		○
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第138号	○		○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○			
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第148号	○			
播磨証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第29号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	○			
広田証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第33号	○			
二浪証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第6号	○			
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号	○			
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	○			
益茂証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第12号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○	○		
松阪証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第19号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
丸三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第167号	○		○	
三津井証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第14号	○			
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○		○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	○			○
豊証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第21号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リーディング証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第78号	○			
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号	○			
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○			

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。